



渡辺 博史 国際通貨研究所理事長

行政に問われる「執行」の覚悟

新型コロナ対策を巡って「自粛要請では不十分。強制措置が行えるような法改正が必要だ」という議論がある。補償としての手当支給が課題となるが、正しい考えだと思ふ。しかし、その考えを実行するには、執行についてかなりの覚悟が行政側、当局側になければならぬ。

閉鎖などの措置が定められていけば、実行されねばならないのは当然だ。しかし、そうではない例も多い。例えば、スマートフォンを使用しながら自転車に乗る「ながら運転」だ。道路交通法などは、こうした行為を危険として禁止している。違反すれば罰金を科されることとなるが、せいぜい説諭で終わっているのではないか。これで

は「法律に違反したから、気を付けてね」と、自戒を求めているのと変わらない。賭けマージャンなどへの対応も似たような状況かもしれない。何がなんでも刑罰を科せばよいというものではない。時には情けのある扱いがあってもいい、というのが社会の底流にある意識だろう。だが、その大前提は「ほとんどの場合、キチンと処罰され

ている」ということだ。たまにしか処罰されないのであれば、「処罰されたのは運が悪かった」「皆がやっていっているに不公平だ」という違法行為の自己弁護や言い訳を招く。法が期待する矯正と罰の反省はなく、不満だけが醸成される。また、罰金、過料、料料、反則金、課徴金（以下「罰金」と略称）という金銭的処罰の抑止効果も著しく損なわれる。何回かに一度しか捕まらない、何年に一度しか捕捉されない、という

ことであれば、社会的に相当というところで定められた「罰金」額の持つ実質的負担効果は減殺される。金額に「確率的減額補正」が相当に効いているのである。駐車違反の金額と駐車場の料金の比較のように、たまにしか捕捉されなければ、点数を別にすれば、駐車違反の方が安価だということになる。

脱税という犯罪についても、それを見つげるための調査頻度である「実調率」が一度を下回って久しい。それでも、一度「レーダー」の視野に入れば、最大7年分の実態について調査点検ができるので、確率的減額補正の程度は小さくなる。しかし、常習的な累年行為ではない単発の行為については、遡って対応することは難しい。

100%捕捉して処罰するのは簡単なことではない。そうしようとすれば、それだけの人的あるいは機器的インプットをするためのコストが必要になる。公務員数削減という我が国の大きな流れの中で、高い割合で違法行為の摘発を求めるのは、やや矛盾している印象が否めない。だが、実効的な摘発が進まなければ、法律制定の原動力であった国民の思いは置き去りにされる。フラストレーションが高まり、より強烈な自衛警察の動きを誘発しかねない。「強制措置が可能な法律を作った」と言いつ放しにするのではなく、的確に実行することを可能とする制度設計と、執行の覚悟が求められているのである。